

# 県土マネジメント部土木工事検査要領

## (目的)

第1 この要領は、県土マネジメント部が所掌する土木工事の検査の実施について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項に規定する検査について必要な事項を定め、もって請負契約の適正な履行の確保又はその受ける給付の完了の確認を行うとともに、適正かつ能率的な施工の確保、工事に関する技術水準の向上に資することを目的とする。

## (用語の定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

### (1) 土木工事

土木工事とは、県土マネジメント部の発注する土木工事（関連設備工事等を含む。）とし、また、この要領に基づく検査が必要であると、技術管理課長が特に認めた工事もこれに含めることとする。

### (2) 検査職員

検査職員とは、県土マネジメント部の発注する土木工事（関連設備工事等を含む。）の検査を行うため知事が任命した職員をいう。

### (3) 本庁契約

本庁契約とは、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第26条第1項第4号の規定による「かいいの契約締結に関する事務の委任」によらない契約をいう。

### (4) 本庁検査員

本庁検査員とは、本庁各課に所属する検査職員をいう。

### (5) 本庁検査

本庁検査とは、本庁検査員が行う検査をいい、本庁契約及び当初設計額5,000万円以上の機関契約を対象とする。

### (6) 機関契約

機関契約とは、奈良県契約規則第26条第1項第4号の規定による「かいいの契約締結に関する事務の委任」による契約をいう。

### (7) 機関検査員

機関検査員とは、出先機関に所属する検査職員をいう。

### (8) 機関検査

機関検査とは、機関検査員が行う検査をいい、当初設計額5,000万円未満の機関契約を対象とする。

### (9) 監督職員

監督職員とは、県土マネジメント部土木工事監督要領(平成2年4月1日付け技第5号。以下「監督要領」という。)第4に定める職員をいう。

#### (10) 監督責任者

監督責任者とは、監督要領第3に定める職員をいう。

### (検査の種類及び時期)

第3 検査職員が行う検査は、次に掲げる検査とする。

#### (1) 既済部分検査

工事の既済部分を確認するための検査及び工事の打切りや契約の解除により、既済部分の確認をするための検査をいう。既済部分検査には、債務負担行為を設定した工事における年割額を支払うための年度精算検査を含めるものとする。

検査の実施時期は、本庁検査の場合においては、受注者による請負工事既済部分検査請求書(様式-19)の提出に基づき、出来形に係る監督職員の確認検査が終了した後、出先機関の長(以下「事務所長」という。)から技術管理課長に、請負工事既済部分検査請求書(様式-19)を添付した既済部分検査請求書(検第1号様式)の提出があったときとする。機関検査の場合においては、受注者による請負工事既済部分検査請求書(様式-19)の提出に基づき、出来形に係る監督職員の確認が終了したときとする。

検査を実施した結果、契約で定められた出来高を確認した上で、出来高に応じた代価を支払うことになる。なお、出来高と認められた工事の完了部分については、発注者に引き渡されることなく、受注者において引き続き管理することになる。

#### (2) 完済部分検査

工事の完成前に、設計図書で予め指定された部分の工事目的物が完成した場合に行う検査をいう。

検査の実施時期は、本庁検査の場合においては、受注者による指定部分完成通知書(様式-16)の提出に基づき、出来形に係る監督職員の確認検査が終了した後、事務所長から技術管理課長に完済部分検査請求書(検第2号様式)の提出があったときとする。機関検査の場合においては、受注者からの指定部分完成通知書(様式-16)の提出に基づき、監督職員による確認が終了したときとする。

検査を実施した結果、適合であれば、指定部分引渡書(様式-17)の提出により指定部分の発注者への引渡しが行われ、代価を支払うことになる。

#### (3) 中間技術検査

工事の施工途中において、事後確認が困難なこと等から検査の必要性を技術管理課長又は事務所長が認めた検査をいう。

検査の実施時期は、本庁検査の場合においては、出来形に係る監督職員の確認検査が終了した後、事務所長から技術管理課長に中間技術検査請求書(検第3号様式)の提出があった

ときとする。機関検査の場合においては、出来形に係る監督職員の確認が終了したときとする。なお、検査を実施した結果、適合であっても、代価の支払いや引き渡しはない。

#### (4) 完成検査

工事の完成を確認するための検査をいう。その検査時期は、本庁検査の場合においては、受注者からの完成通知書（様式-29）の提出に基づき、監督職員による確認検査が終了した後、事務所長から、技術管理課長に完成通知書（様式-29）を添付した完成検査請求書（検第4号様式）の提出があったときとする。機関検査の場合においては、受注者からの完成通知書（様式-29）の提出に基づき、監督職員による確認が終了したときとする。

検査を実施した結果、適合であれば、引渡書（様式-30）の提出により発注者への引渡しが行われ、代価を支払うことになる。

#### (検査員の任命基準)

- 第4 知事は、検査職員資格を有する者のうちから検査職員を任命するものとする。
- 2 知事は、前項の規定により検査職員に任命した職員に検査職員証明書を発行するものとする。
- 3 技術管理課長は、次に該当する者を年度毎の検査職員資格者名簿に登載するものとする。

##### (1) 本庁検査員

本庁関係課（室）に所属する職員で、係長相当職（以下「係長」という。）以上の職にあり、かつ、監督職員の経験が通算3年以上の職員、又は上記条件を満足していなくても、技術管理課長が特に認めた職員。

##### (2) 機関検査員

出先機関に所属する職員で、係長相当職以上の職にあり、かつ、監督職員の経験が通算3年以上の職員。

#### (検査総括者の設置)

- 第5 検査の公平性・透明性を確保し、業務の円滑な実施を図るため、総括検査員及び主任検査員を検査総括者として設置し、検査職員の技術の向上及び公平な立場の確保に努めるものとする。
- 2 知事は、技術管理課の主幹職の検査職員を総括検査員に、各出先機関に所属する機関検査員のうちから主任検査員を任命するものとする。
- 3 総括検査員は、上司の指示に従い、県土マネジメント部の検査業務を推進するとともに、主任検査員は、上司及び総括検査員の指示に従い、担当機関の検査業務を推進するものとする。
- 4 検査総括者に係る必要な事務は、技術管理課及び各出先機関が行うものとする。

#### (検査の命令)

- 第6 本庁検査にあっては、技術管理課長は、検査ごとに、総括検査員が当該検査に要する技術

等を考慮しつつ、検査職員を選任し、検査の執行を命ずるものとする。

- 2 機関検査にあっては、事務所長は、検査ごとに、主任検査員が当該検査に要する技術等を考慮しつつ、当該工事の監督と関係のない者を検査職員に選任し、検査の執行を命ずるものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、技術管理課長及び事務所長（以下「検査命令者」という。）は、土木工事が特殊な場合であって、特に専門的な知識又は技能を必要とする等の理由により検査職員による検査が困難であり、又は適当でないと認めるときは、検査総括者と協議の上、検査業務の一部を検査職員以外の者（契約の相手方である受注者を除く。）に委託することができるものとする。
- 4 検査は、工事の規模、工種等を考慮して複数の検査職員によって執行することができる。

#### （検査の内容及び技術的基準）

- 第7 検査は、契約書及び設計図書（以下「契約図書」という。）に基づき、適正に施工されたことを確認するため、内業検査（書類検査）及び外業検査（実地検査）により実施するものとする。
- 2 工場製作に係る出来形検査については、前項の規定にかかわらず、原則として、検査職員は、監督職員による出来形に係る確認の結果（受注者から提出された検査報告書等も含む。）を踏まえ、書類検査を実施するものとする。
  - 3 検査職員は、請負契約の適正な履行の確保を確認するだけでなく、受注者や主任（監理）技術者の技術力の評価も併せて行うものであることを認識し、事実を正しく判断して厳正に行うものとする。
  - 4 検査に係る必要な技術的基準は、土木工事技術検査基準（平成2年4月1日付け技第7号）の定めるところによる。
  - 5 検査の実施にあたって重大な疑義が生じた場合、検査職員は、速やかに検査総括者と協議するものとする。

#### （検査の立会）

- 第8 検査は、監督職員及び受注者又は現場代理人及び主任（監理）技術者等の立会のもとに行うものとする。

#### （検査の準備）

- 第9 監督職員は、検査に際し、自ら又は受注者に指示して次に掲げるものを準備しなければならない。
- (1) 契約図書
  - (2) 工事打合せ簿（出来形、品質管理資料を含む）

- (3) 施工計画書
- (4) 工事写真
- (5) 工事履行報告書
- (6) 段階確認書
- (7) 測量機器、カメラ、黒板
- (8) テストハンマー等強度検査に必要な機器
- (9) 測点の表示
- (10) その他必要と認められる資料及び用具

(修補の指示)

第10 検査を実施した結果、検査職員が修補の必要があると認めたときは、修補指示書（検第5号様式）により、期限を定めて受注者に指示するものとする。

2 検査職員は、前項の規定により修補の指示をしたときは、修補指示書（検第5号様式）の写しにより、本庁検査にあっては総括検査員を通じて技術管理課長に報告し、機関検査にあっては主任検査員を通じて総括検査員に報告しなければならない。

(修補の検査)

第11 第10の規定による修補が完了し、受注者が修補完了報告書（様式-20）を監督職員に提出したときは、監督職員はその内容を確認するものとする。その結果、適合であれば、受注者は修補完了届（様式-21）を発注者に提出するものとする。

2 事務所長は、本庁検査の場合にあっては、総括検査員を通じて、修補完了報告書（様式-20）の写し及び修補完了届（様式-21）を技術管理課長に提出し、機関検査の場合にあっては、所属する検査職員に速やかに検査の執行を命ずるものとする。

3 技術管理課長は、前項の修補完了届を受理したときは、速やかに検査職員に検査の執行を命ずるものとする。

(軽微な手直し)

第12 検査職員は、検査の結果、軽微な手直しの必要があると認めるとき、又は手直しの必要はないが工事実施状況、出来形、品質、工程進捗状況等について受注者に注意等の指導を行う必要があると認めるときは、直ちに監督職員が立会した上で、受注者に指示し、又は注意するものとする。

2 監督職員は、前項の軽微な手直し工事の完了を確認したときは、遅滞なく当該検査職員を経由して、検査総括者に文書による報告を行うものとする。

(検査の中止)

第13 検査職員は、検査の実施に当たり、次の各号のいずれかに該当するときは、検査を中止するとともに、直ちに検査総括者を通じて検査命令者に報告し、その指示を受けなければならぬ。

- (1) 受注者、現場代理人又は主任技術者等が検査の執行を妨害したとき。
- (2) 工事の施工状況が、設計図書に著しく相違しているとき又は工事に重大な欠陥を発見したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、検査の実施が困難となったとき。

2 検査命令者は、前項に該当する事実があると認めたときは、検査総括者の意見を聞き、建設工事請負契約書（平成19年3月30日付け出局総第101号通知）第47条の規定に基づく契約の解除を含め、適切な措置を検討するよう当該契約を担当する事業課長及び事務所長に求めるものとする。

#### (検査結果の報告)

第14 検査職員は、検査を完了したときは、遅滞なく当該検査の結果について、土木工事検査（成績評定）書（様式評第1号から様式評第3号）と併せて、次のとおり報告するものとする。

- (1) 既済部分検査  
既済部分検査報告書（検第6号様式（甲）又は（乙））に、既済部分検査写真を添付し、検査総括者を通じて、技術管理課長又は事務所長にそれぞれ報告するものとする。
- (2) 完済部分検査  
完済部分検査報告書（検第7号様式（甲）又は（乙））に、完済部分検査写真を添付し、検査総括者を通じて、技術管理課長又は事務所長にそれぞれ報告するものとする。
- (3) 中間技術検査  
中間技術検査報告書（検第8号様式（甲）又は（乙））に中間技術検査写真を添付し、検査総括者を通じて、技術管理課長又は事務所長に報告するものとする。
- (4) 完成検査  
完成検査報告書（検第9号様式（甲））に、完成検査写真を添付し、検査総括者を通じて、技術管理課長又は事務所長に報告するものとする。ただし、1件の当初設計額が250万円未満の工事、引渡しを受ける目的物がない工事又は簡易な維持修繕工事にあっては、完成検査報告書（検第9号様式（乙））により報告するものとする。
- (5) 修補完了検査  
修補完了検査報告書（検第10号様式）に修補完了検査写真を添付し、本庁検査にあっては、総括検査員が確認した後、技術管理課長に、機関検査にあっては、主任検査員が確認した後、事務所長及び総括検査員にそれぞれ報告しなければならない。

2 技術管理課長及び事務所長は、「県土マネジメント部建設工事成績評定の通知に関する規程」に基づき、検査の評定を遅滞なく受注者に通知するものとする。

(検査関係業務の適切かつ円滑な運用)

第15 関係機関及び関係者は、本要領に基づく検査関係業務を適切かつ円滑に運用するため、  
検査職員の充実・強化を目指し、会議、研修等の必要な措置を講じるものとする。

附 則

この要領は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成7年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年11月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年8月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年3月18日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年1月1日から施行する。